

令和5～6年度
丹波市競争入札参加資格審査申請に関する
よくある質問 Q&A

番号	業種	質 問	回 答
1	工事・測量	申請書は丹波市独自様式を使用しないといけないのですか。	丹波市様式で申請してください。 統一様式を一部変更し、項目や添付資料を追加していますので、ご注意ください。
2	工事	建設業許可証明書の写しでないといけませんか。	建設業許可の通知の写しでも可能です。
3	工事	建退共について、加入しないと受付できませんか。	中小企業退職金共済、特定退職金共済、自社制度等も認めます。
4	工事	建退共の加入証明について、3ヶ月以内のものでないといけませんか。	最新の経営規模等評価申請時に提出されたものの写しでもかまいません。
5	工事	主観点数の加点において、河川・道路の愛護活動、ボランティア活動についての証明をもらうにはどうすればよいのですか。	証明は必要ありません。また申告された活動内容が加点に値するかについては、提出後に審査されます。 活動状況の新聞記事、写真等の資料の添付が必要なものもありますので、申請書の様式をご確認ください。
6	工事	主観点数の加点において、上下水の緊急出動は、この加点の対象にならないのですか。	上下水設備等の維持管理に係る緊急対応については、該当しません。
7	工事	技術者名簿の添付書類（雇用保険、特別徴収税額通知）について、添付できない技術者は記入できますか。	書類が添付できない者を名簿に記載したい場合、添付できない理由又はその他雇用を証明できる書類が必要です（経歴書で事実と相違ない事を誓約したもの等）。
8	工事	監理技術者調書は、実際に監理技術者として配置出来る者しか記載できませんか。	出来ません。また必要な講習修了者でなければなりません。
9	測量	財務諸表の様式を指定してありましたが、これでないといけないのですか。	様式は定めません。
10	共通	税の証明について、どういったものが必要ですか。	未納のない証明です。 国税は「様式その3の2」又は「3の3」。 市町村税とは市民税・軽自動車税・固定資産税等です。「完納証明書」（原本）を提出してください。
11	共通	市外業者ですが、税の納税証明は、本店と営業所のものも必要ですか。	市外業者は本店の納税証明のみ提出下さい。準市内業者は「完納証明書」も必要です。
12	共通	「完納証明書」は必要ですか？	丹波市内の事業者のみ添付してください。市外事業者は必要ありません。 なお、準市内事業者は準市内の報告に添付してください。
13	共通	課税されていないため、納税証明書が発行できないのですが。	任意の様式でかまいませんが、参考までに「非課税確認に対する同意書」をHPに掲載しておりますので、会社印等を押印して提出してください。
14	工事	主観加点の中で、障害者雇用義務の無い事業者が障害者を雇用している場合の加点を受けたいのですが、どんな書類が必要ですか。	主観加点様式を提出してください。添付書類は不要です。
15	工事	主観加点の中で、社会貢献活動等について、令和2年度に行った活動は認められますか。	令和3年度及び令和4年度の活動です。令和2年度の活動は認められません。なお、 ボランティア活動は丹波市内に 限ります。
16	共通	提出は持参ですか、郵送ですか。	コロナウイルス感染拡大防止のため、原則、郵送（宅配便も可） をお願いします。 市内事業者のみ持参も可としますが、審査までにお時間がかかりますので、郵送・持参に関わらず必ず受付確認用のはがきを同封してご提出ください。なお、郵送等による事故等の責任は負えません。
17	共通	暴力団排除誓約書での氏名と法人名についての記載方法について	申請者が個人業者の場合は氏名、法人会社については法人名と代表者名を記入して下さい。

18	工事	<p>現在、社会保険等の加入が未加入なのですが、社会保険加入後に入札参加資格審査申請するにはどのようにしたらいいですか。</p>	<p>社会保険の加入手続きについては、 ○労働保険：労働基準監督署及び公共職業安定所 ○社会保険：年金事務所 にお問い合わせください。</p> <p>社会保険等加入手続き後に、それぞれの事実を証明する領収証書等の書類を提出してください。 受付期間は、市内業者は随時受付可能。市外業者は、受付期間内に間に合わない場合は、次回の追加受付期間に申請してください。</p>
19	共通	<p>役員一覧表について、丹波市様式以外の役員名簿ではいけませんか。</p>	<p>丹波市様式で定めている項目と同じ内容が記載されているのであれば、類似の様式も可とします。 ※役員の個人住所が記載されていないものは不可ですので、ご注意ください。</p>
20	工事	<p>社会保険に加入しましたが、最新の経審に反映しておらず「無」のままです。どうすればいいですか。</p>	<p>加入手続き済みである事を証明できる、領収証書や通知書の写し等を添付してください。</p>
21	工事	<p>建退共に加入しないと受付できませんか。 また、個人事業者（一人親方）であっても加入は必要でしょうか。</p>	<p>「建設業退職金共済組合」「中小企業退職金共済組合」「特定退職金共済」のうち、どれかに加入していれば大丈夫です。また、自社制度等も認めます。 （自社制度の場合は、制度の内容がわかる約款等を添付してください） 個人事業者であっても加入が必要です。</p>
22	工事	<p>建築士事務所、補償コンサルタント、測量事務所、建設コンサルタント、地質調査の登録において、本社での登録はあるが、委任先の支店・営業所には登録が無い場合、本社での建築士事務所の登録の写しのみの提出だけでよろしいでしょうか。</p>	<p>測量事務所、建築事務所の登録については、委任先での登録が必要ですので、委任先での許可書の写し若しくは委任先での登録が確認できるものを提出してください。 建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントの登録については、本社の登録の写しの提出で可とします。</p> <p>国土交通省ホームページ（建設関連事業の登録業者に関する情報提供システム）から確認できる書類が打ち出しできます。 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000059.html</p>